



2024年3月22日

各 位

会 社 名 株式会社中村屋
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 鈴木 達也
(コード番号：2204 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員
経営推進部門統括部部長 弘中 雅裕
(TEL. 03-5325-2733)

報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、2024年3月22日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 報酬委員会設置の目的

取締役および執行役員の報酬等に係る手続きの客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的としております。

2. 報酬委員会の役割

取締役会の諮問に応じて、主に以下の事項について審議し、取締役会に対して、答申を行います。

- (1) 取締役および執行役員の報酬等の手続きに関する事項
- (2) 役員報酬基準に関する事項
- (3) その他、取締役会が必要と認めた事項

3. 報酬委員会の構成

報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役（東京証券取引所に独立役員として届け出をされているもの）といたします。委員長は、独立社外取締役である委員の中から委員会の決議によって選定いたします。

なお、設置時における委員は、以下のとおりになります。

- ・代表取締役兼社長執行役員 島田 裕之
- ・社外取締役 中山 弘子
- ・社外取締役 藤本 聡

4. 設置日

2024年3月22日

以 上